


主管部課		福祉部 障害福祉課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名		東大和市障害者地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について				
			区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>行政不服審査法の改正に伴い、様式中の教示文を改める。 また、更生訓練費給付事業を廃止することに伴い、関係様式の削除を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条から第14条まで 削除 ・第15条第2号中「入所措置決定通知書」の次に「(身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、同項に規定する障害者支援施設等、国立高度専門医療センター又は指定医療機関への入所の措置又は入所若しくは入院の委託の措置を受けることを決定した市の通知書をいう。)」を加える。 ・第2号様式、第6号様式、第9号様式、第14号様式、第16号様式及び第20号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年4月1日施行。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>処分を受けた人に対し、新しい審査請求に関する正確な情報を提供することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果等</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。